

福岡市消防学校訓練中の事故を踏まえた
調査検討委員会報告書

令和7年3月

福岡市消防学校訓練中の事故を踏まえた
調査検討委員会

【目 次】

はじめに	・・・	1
1 調査検討委員会の組織		
2 開催経過		
3 関係者の表記	・・・	2
4 事故発生状況		
4.1 概要		
4.2 発生日時		
4.3 発生場所		
4.4 死亡職員		
4.5 死因		
4.6 初任教育の目的	・・・	3
4.7 事故当日の気象状況		
4.8 事故当日の日課		
4.9 水難救助訓練の内容		
4.10 事故発生以降の時間経過	・・・	4
4.11 訓練指導体制		
4.12 緊急時の対処資機材		
5 認定した事実と検証	・・・	5
5.1 訓練計画		
5.2 健康状況の把握	・・・	7
5.3 立ち泳ぎに至るまでの訓練	・・・	8
5.4 立ち泳ぎ訓練	・・・	10
5.5 事故発生時の対応	・・・	13
5.6 他都市の事故を受けての対応	・・・	15
5.7 教官等の訓練指導	・・・	16
6 再発防止対策	・・・	17
6.1 安全を最優先にする組織風土の構築		
6.2 指導体制の確立		
6.3 学生に対する教育等の充実	・・・	18
6.4 技量に応じた段階的な教育の実施		
6.5 訓練時の安全対策の実施	・・・	19
6.6 消防学校の体制に応じた安全管理規定等の策定		
6.7 学生のスキルの現場へのフィードバック		
6.8 組織を横断的に安全管理する部署の新設の検討		

はじめに

昨年7月、福岡市消防学校に入校中の初任学生が水難救助訓練中に心肺停止に陥り、その後死亡するという事故が発生した。

消防業務においては、任務の性質上、災害現場はもとより、訓練中においても常に危険と隣り合わせの状況にあるが、人命救助などの使命を達成するためには、徹底して安全管理に取り組んでいく必要がある。

二度とこのような痛ましい事故が起きないように、法令遵守及びコンプライアンスの観点等から本事故について調査・検証し再発防止策を検討するため、福岡市消防学校訓練中の事故を踏まえた調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）を開催した。

なお、調査検討委員会は、消防学校教育などにおける同様の事故の発生を防止することを目的として開催したものであり、本事故の責任を問うために行ったものではない。

1 調査検討委員会の組織

委員長

大神 朋子	國武綜合法律事務所	弁護士
-------	-----------	-----

副委員長

重枝 武司	九州共立大学	教授
-------	--------	----

委員（50音順）

大木 實	大木整形・リハビリ医院	理事長
菊池 大介	北九州市消防局	訓練研修センター主幹
古賀 裕之	福岡県消防学校	校長
庄司 卓郎	産業医科大学	講師
森岡 立樹	日本赤十字社福岡県支部	赤十字水上安全法講師

2 開催経過

第1回 令和7年1月29日（水）

第2回 令和7年2月14日（金）

第3回 令和7年3月10日（月）

《参考》本文中に用いる用語の取扱いについては、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ・断定できる場合 | …「認められる」 |
| ・断定はできないが、ほぼ間違いない場合 | …「推定される」 |
| ・可能性が高い場合 | …「考えられる」 |
| ・可能性がある場合 | …「可能性がある」 |

3 関係者の表記

死亡職員	…	学生 A
消防学校教官（7 名）	…	教官 A～G
水難訓練指導員（6 名）	…	指導員 A～F
救助隊員（5 名）	…	救助隊員 A～E

4 事故発生の状況

4.1 概要

福岡市総合西市民プールにおいて、消防学校で初任教育訓練中の消防職員（以下「学生」という。）52 名が、水難救助訓練の一環として立ち泳ぎを実施していた途中で、学生 A が水中に沈んでいくのを、水底で監視を行っていた救助隊員 A が発見したため、ただちに水中を移動してプール底に着くまでの間に確保し水面に浮上し、そのままプールサイドに移動した。

すぐに消防学校教官、指導員及び救助隊員（以下「教官等」という。）によりプールサイドに引き上げられたが、学生 A は心肺停止であったことから、救命処置が行われた。

その後、救急隊により医療機関へ搬送されたが 7 月 17 日に死亡したものである。

4.2 発生日時

令和 6 年 7 月 9 日（火）16 時 10 分頃

4.3 発生場所

4.3.1 施設名称

福岡市総合西市民プール（福岡市西区西の丘 1 丁目 4 番）

4.3.2 プール諸元（屋内）

規模 25m×25m（10 コース）

水深 3.3m

4.4 死亡職員

学生 A（20 歳代）

4.5 死因

溺水による低酸素脳症

4.6 初任教育の目的

消防学校の初任教育は、「消防学校の教育訓練の基準」（平成 15 年 11 月 19 日消防庁告示第 3 号）に基づき新たに採用した消防職員の全てに対して行う基礎的教育訓練であり、その目的は、消防職員として職務遂行に必要な基礎的知識と技術の習得を図り、厳正な規律をはじめとする消防の本質と責務を正しく認識させ、全体の奉仕者として意欲旺盛な職員を育成することである。

福岡市消防学校では「規律・努力・根性・団結」を校訓に掲げ消防職員の育成に取り組まれている。

4.7 事故当日の気象状況

天候：晴れ 最高気温：35.6 度

4.8 事故当日の日課

6 時 30 分	起床
6 時 40 分	日朝点呼 体操・ランニング
7 時 00 分	清掃等
7 時 30 分	朝食
8 時 45 分	国旗掲揚・通常点検
9 時 10 分～11 時 00 分	課業（訓練礼式）をグラウンドで実施
11 時 00 分～12 時 10 分	昼食及び休憩
12 時 10 分～12 時 50 分	バスで移動
12 時 50 分～	水難救助訓練

4.9 水難救助訓練の内容

12 時 50 分～13 時 00 分	集合・準備運動
13 時 00 分～13 時 10 分	移動・着替え
13 時 10 分～13 時 55 分	基本泳法（泳力によるグループ分け）
13 時 55 分～14 時 00 分	休憩
14 時 00 分～15 時 00 分	救助方法
15 時 00 分～15 時 10 分	休憩
15 時 10 分～15 時 40 分	搬送法
15 時 40 分～15 時 50 分	休憩
15 時 50 分頃～	立ち泳ぎ
※ 16 時 10 分頃 事故発生（その後に予定していた効果測定は中止）	

4.10 事故発生以降の時間経過

119 番通報が 16 時 12 分であることから、事故発生以降の時間経過は次のように考えられる。

- | | |
|------------|---|
| 16 時 10 分頃 | 事故発生 |
| 16 時 10 分頃 | 救助隊員 A が水中から学生 A を抱えたまま水面に浮上し、
プールサイドに移動後、教官等が水面からプールサイドに
引き上げ、心肺停止を確認した後、救命処置を実施 |
| 16 時 12 分 | 119 番通報 |
| 16 時 19 分 | 救急隊が到着 |

4.11 訓練指導体制

訓練指導は、消防学校の教育第 1 係、第 2 係、第 3 係、校務係の教官計 7 名、消防局職員のうち水泳競技等の経験を有する指導員 6 名、水難救助を専門とする救助隊の隊員 5 名の計 18 名で実施された。

訓練全体の管理は、当該初任教育の主任教官である教官 A が行った。

学生に対する泳法等の展示・指導は指導員が行い、訓練の進行は指導員 A が行った。

4.12 緊急時の対処資機材

AED、小浮環、レスキューチューブ、ロープ（30m を 5 本）は、プールサイドに準備。

5 認定した事実と検証

5.1 訓練計画

5.1.1 認定事実

水難救助訓練は、自身の泳力を認識すること及び水難救助の基本技術を理解することが到達目標とされていた。

訓練計画は、指導員Aが前年の訓練結果や学生数、実施場所等を考慮して作成し、消防学校教官と消防学校長が内容を確認し承認していた。

立ち泳ぎ訓練についても水難救助を学ぼううえで必要な種目として計画が作成されていた。

訓練計画書は、毎年使用している任意の様式を用い、訓練施設、実施日時、指導要領、到達目標及び使用資器材等が記載されているが、関係規程（*1 参照）に基づく最高指揮者や安全主任は記載されていなかった。

訓練施設で使用した福岡市総合西市民プールには、水深 1.2m と 3.3m の 2 つのプールがあり、事前に消防学校教官が予約を行っている。訓練当日は、施設が休館日であり双方とも使用できる状態であった。

訓練施設の選定にあたり、教官等は、水深 1.2m では過去の経験から足がプール底に届くため、救助要領の困難さを体験する効果が低くなるとの認識があった。

学生の泳力については、事前の自己申告に加えてウォーミングアップ時に指導員が実際の泳力を確認したうえで、A～E の 5 段階にグループ分けを行った。

水難救助訓練の回数が、前年度の 2 回から 1 回に変更されたことにより、各種泳法の実施時間が例年から短縮されていた。

*1 「訓練及び災害活動に関する安全管理規程」から抜粋
(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(5) 最高指揮者 次に掲げる者をいう。

ア 訓練においては、当該訓練を統括する指揮者（略）
(安全主任)

第5条 訓練及び災害活動における最高指揮者の安全管理に関する職務の円滑な推進を図るため、安全主任を置く。

5.1.2 検証

訓練計画の作成にあたっては、消防学校長まで確認・承認がなされており適切な手続きに基づき行われていた。

教官等の多くは、初任教育の訓練指導において、最高指揮者は当然に教官Aであると認識していたが、安全主任は明確には認識されていなかった。

初任教育においても、関係規程に基づき明確に最高指揮者や安全主任を定めなければならないという認識が低かったためと考えられる。ただ一方で、この認識の差により支障が生じていたことは認められなかった。

訓練計画に訓練の到達目標は記載されているが、教官等は、訓練の目的や目標をしっかりと共有して訓練が行われていなかったと推定される。

訓練施設については、学生からの泳力の自己申告をもとに指導員が基本泳法の実技を確認し、明らかに泳力がないと認められる学生がいなかったため、教官等は、足が届かないプールで実施することで訓練効果が高まると認識していたことから、水深3.3mのプールを選定した。

しかしながら、泳力が低い学生や立ち泳ぎが苦手な学生にとっては、深さに対する恐怖心が継続していた可能性があり、浅いプールを活用した段階的な訓練の実施等について検討する必要があったと認められる。

水難救助を行うためには、立ち泳ぎは必要であるが、短時間で習得できるものではなく、訓練時間を十分に確保する必要があったと認められる。なお、基本的な泳力と立ち泳ぎの能力は異なるため、立ち泳ぎに特化したグループ分けを行う必要があった。

5.2 健康状況の把握

5.2.1 認定事実

訓練当日は、通常通り午前6時30分に起床し、日朝点呼や清掃等を行った後、8時45分からグラウンドで国旗掲揚等を実施し、その後9時10分から11時00分までの間、グラウンドで訓練礼式の課業が実施されていた。

学生の体調の把握については、毎朝、学生自身が体調に異常を感じた際に記入する健康管理シート（*2 参照）により、また、訓練開始前及び訓練の休憩（水分補給を含む。）中には、教官等が適宜体調確認を行っていた。

訓練前に体調不良を訴えた学生2名と訓練中に体調不良を訴えた学生1名は訓練に参加しなかった。

学生Aについては、課業開始前から訓練に至るまでの間、体調不良を訴えてはいなかった。

しかしながら、学生Aを含めた複数名の学生が、訓練の数日前に病院を受診したことや、持病があったことを申告していなかったことが後日判明した。

*2 健康管理シート

- ・シート項目：日付、氏名、体温、呼吸器症状、呼吸器以外の症状、発症までの状況、食事摂取の可不可、教育参加の可不可
- ・昨年度まで、体調チェックは学生からの口頭による申し出や、教官が表情など様子を見て確認していたが、より効果的に把握するため、今年度から本シートの活用を開始した。
- ・ただし、学生Aが所属する班のシートには、何も記載されていなかった。

5.2.2 検証

訓練当日午前中の課業にあつては、気温 31℃～34℃の中、グラウンドで実施されているものの、部隊による行進要領の習得を目的とした規律訓練であり、当該訓練による身体的負担は水難救助訓練に大きな影響を与えるものではなかったと推定される。

学生の体調管理については、訓練開始前と休憩中に適宜把握されており、訓練中に体調不良を訴えた学生については、訓練を実施させないなど、適切な対応が行われていたと推定される。

しかし、中には体調不良を訴えたくても訴えにくいと感じていた学生や、多少の体調不良については申告しない学生がいた可能性がある。

5.3 立ち泳ぎに至るまでの訓練

5.3.1 認定事実

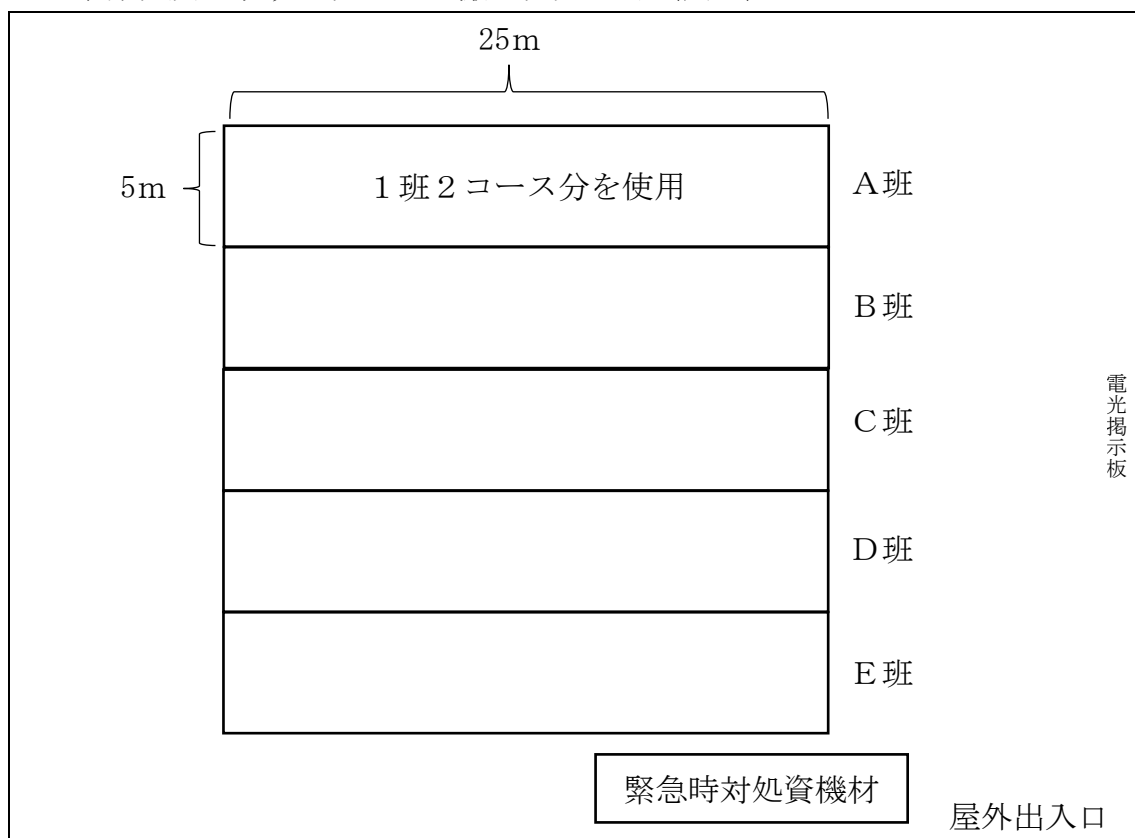
基本泳法から搬送法までは、図1のとおり、泳力が高い順にA～Eの5班に分け、ビート板の使用やプールサイドでバタ足の練習を行う等、各班の泳力に合わせた訓練を班毎に実施しており、学生Aは、D班に属していた。

救助方法や搬送法の要領は、学生が実施する前に指導員が手や足の動かし方について要領の展示を行っていた。

訓練中の休憩は、適宜取られており、指導員が行う救助方法や搬送法の要領展示中は、学生はプールサイドに掴まる等の楽な体勢で見学していた。

各コースの電光掲示板側に指導員、対岸に救助隊員を配置し、消防学校教官については、プールサイドに分散して、監視を行っていた。

基本泳法及び救助方法並びに搬送法実施時（図1）



5.3.2 検証

訓練にあたっては、事前に、泳力毎に班分けを実施し、その泳力に合わせた内容で実施している。自己申告をもとに事前に班分けするだけでなく、指導員が実際の泳力を確認した上で班の再編成を行っており、適切に班分けを行っていたと考えられる。

基本泳法中において平泳ぎが出来ていない学生をプールサイドに引き上げるなど、立ち泳ぎに至るまでの訓練においては、安全管理について十分に行われていたと推定される。

5.4 立ち泳ぎ訓練

5.4.1 認定事実

プールの使用範囲については、図2のとおり、コースロープを移動させ、C～E班のコースを使用して実施されていた。

緊急時の対応のため、小浮環、レスキューチューブ、30mロープをプールサイドに配置していたが、水面に浮き具は設置していなかった。

訓練は、自身の泳力を認識すること及び水難救助の基本技術を理解するとの到達目標を達成することに加え、皆で一致団結して使命を達成するという団結力を醸成するために、学生全員が一斉に実施することが慣例となっていた。

立ち泳ぎは、水面に待機した状態から学生全員がプールサイドから離れた事を確認した後、指導員Aが口頭で1分間をカウントする方法で結果として2回行われた。

1回目は、実施時間については、事前に定められていたものではなく、当日の学生全体の泳力から判断し、指導員Aが決定していた。

1回目の実施途中でプールサイドに掴まる学生がいたため、訓練が中断された。

教官等は、途中でプールサイドに掴まる学生に対し、訓練を継続するかどうかの意志を確認する等し、継続する場合は離れるよう促し、中止すると申告してきた1名はプールサイドに上げていた。

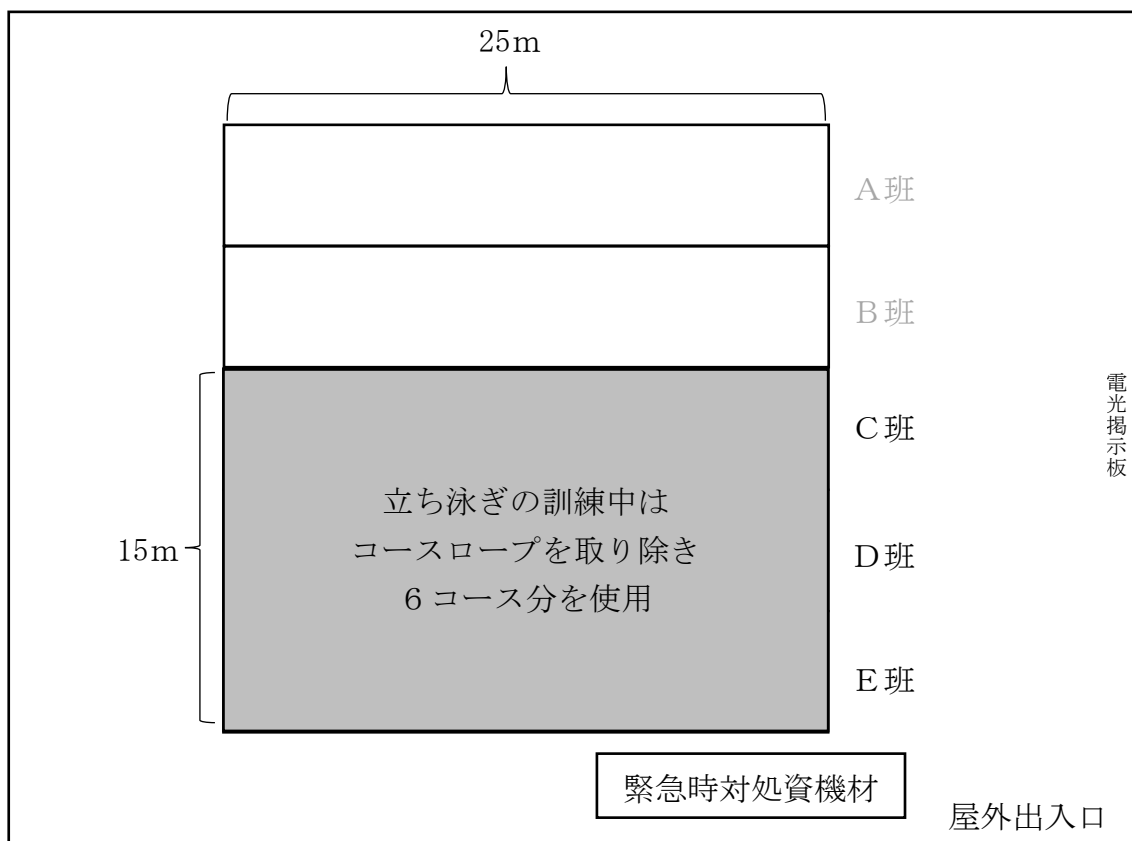
指導員Aは、プールサイドに学生を集め、泳ぎが得意な者は不得意な者を手助けするよう促し、1分間実施する旨を学生に伝え、2回目を実施した。

2回目の訓練終了後、体調不良を訴える学生2名を確認していた。

立ち泳ぎ中の監視は、プールサイドに8名、水面に8名、水底に2名を配置していたが、監視の対象や監視の範囲については、学生の立ち泳ぎがその場にとどまることが出来ず移動する特徴があるため、監視する場所を定めず教官等個々が適切に監視できると判断した位置で監視が行われていた。

救助隊員A以外の教官等や学生は、学生Aが水中に沈んでいくのを確認した学生が「誰か沈んでいる」と叫んだ時、または救助隊員Aが学生Aを抱え、水面に浮上したことによって事故発生を覚知した。

立ち泳ぎ実施時（図 2）



5.4.2 検証

立ち泳ぎは、水上安全法における救助技術の基礎泳法とされ、要救助者と接触するときに必要な技術であり、消防職員として身に付けておくべきスキルである。また、水難救助活動において、立ち泳ぎは自分の命を守る技術であり、要救助者をより安全に救助するための技術でもある。今後、現場に配属されたときに水難救助活動を行う可能性があるため、初任教育において立ち泳ぎを実施することは、自身の泳力はどの程度であり、どれだけの努力が必要かなど、身を持って体験させる上でもその必要性は高いと考えられる。

教官等は、52名全員が一斉に立ち泳ぎを実施するためには十分な広さが必要であると考えていたことが認められる。

小浮環、レスキューチューブ、30mロープ等の資機材の準備については問題がなかったと推定される。ただし、安全管理をより万全にするならば浮き具の設置が望ましかったと考えられる。

学生全員が一斉に立ち泳ぎを行うことについては、団結力を醸成するため、少なくとも 30 年以上前から初任教育の水難救助訓練で実施され、教官等自らも経験してきたものであることから、当然に実施するものと認識し、また、これまで事故が起きてないことから、一斉に実施することに対して疑問を持つことができていなかったことが推定される。

立ち泳ぎの実施時間が明確に示されないまま、1 回目の訓練が行われていた。災害現場を想定した場合、状況によっては活動の終結時期が見通せないこともあるため、その心構えを身に着ける必要があることから訓練において終了時間を示さない場合があるものの、本件の水難救助訓練で設定された到達目標に照らせば、あらかじめ訓練時間を伝えておく必要があったと考えられる。

プールサイドに手をかける学生に対して意志確認を行っているが、学生は自身が立ち泳ぎを途中で中断することが学生全体の訓練のやり直しにつながり、他の学生に迷惑をかけることになると考え、訓練の中断を申し出にくかった可能性があり、安心して訓練の中断を言い出せる環境の確保にも配慮しておく必要があったと考えられる。

泳ぎが得意な者に不得意な者を手助けするよう促したことは、泳ぎが得意な者が不得意な者から抱きつかれるなどし、二次災害につながる可能性があった。

立ち泳ぎが不得意な学生が立ち泳ぎを行う場合、水面上の 1 か所にとどまることができず、様々な方向に移動してしまうため、教官等はそれぞれの観察結果から、注意を払っておく必要がある学生を中心に監視を行っていたが、学生 A を含めたそれ以外の学生への監視が十分であったとは言い難い状況であったと認められる。

このことから、学生 A が沈んでいくことに水底に配置した救助隊員 A 以外は気づくことができなかった。

注意を払っておく必要がある状態について教官等の認識が様々であったことが考えられる。安全管理を徹底するために、訓練を中止する基準を定めおく必要があったと認められる。

これまで事故が起きていないことから、今回の監視体制に疑問を持つことができていなかったことが推定される。

5.5 事故発生時の対応

5.5.1 認定事実

2回目の訓練終了と同時刻頃に水底から監視していた救助隊員Aは、プールサイドから約3mの位置で立ち泳ぎを実施していた学生Aが両手両足をばたつかせているように見える状態で沈んできたことに気づき、学生Aに近づき水深1.5m付近で学生Aの両脇を背中側から抱え、水面に浮上し学生Aの顔を水面上に出した。

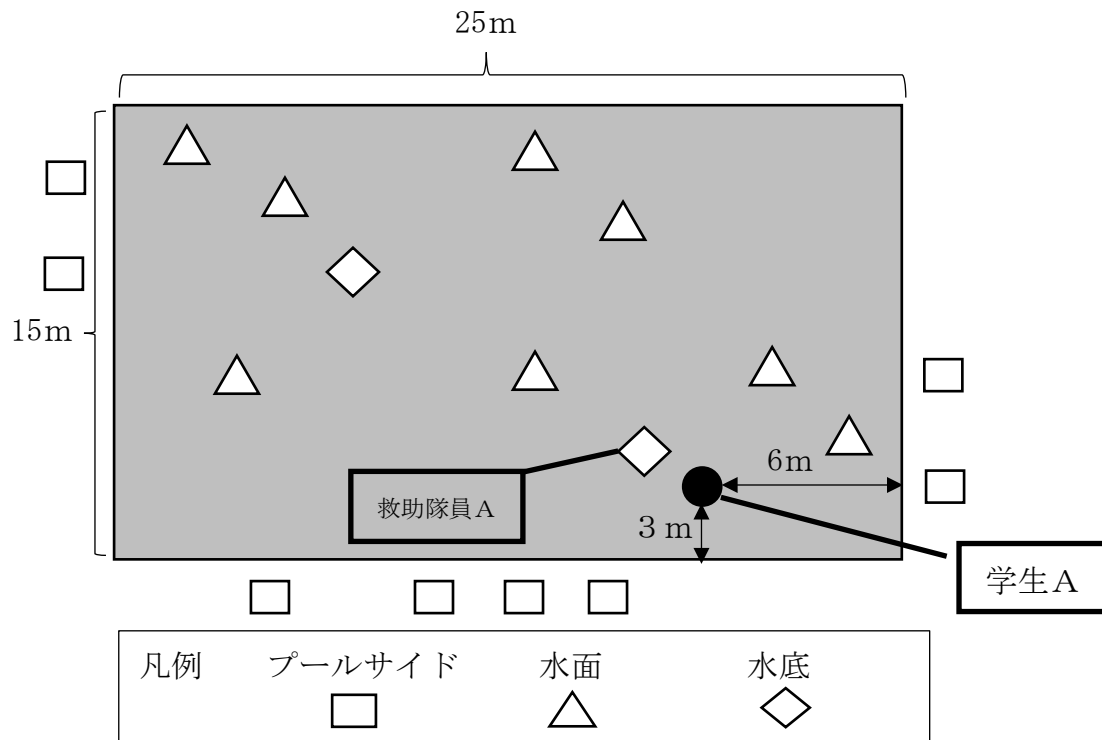
救助隊員Aは、そのままプールサイドまで移動し、教官等とともに学生Aを水面からプールサイドに引き上げた。

救助隊員Bが学生Aの体位を側臥位にし、背部叩打法を行ったが、少量の水を吐いたのみで咳き込んだりすることはなかった。仰臥位にしたところ、歯を食いしばるように体が硬直しており、その後、死戦期呼吸と思われる口の動きがあったため、教官Bの指示により直ちに胸骨圧迫を開始した。

救助隊員Cは16時12分に携帯電話で119番通報を行った。

プールサイドに準備していたAEDのパッドを装着し16時12分に解析したがショック不要であった。その後、直近に駐車していた消防車両配備のバックバルブマスクを使用して心肺蘇生を継続し、16時19分に現場に到着した救急隊に引き継いだ。

事故発生時の教官等の位置図（関係者からの聴取に基づき作成）（図 3）



5.5.2 検証

救助隊員 A は学生 A が水底に着く前に両脇を背中側から抱え、水面に浮上した後、教官等とともにプールサイドに引き上げているため、事故発見から救出までに要した時間に著しい遅れはなかったと考えられる。

プールサイドに引上げられた学生 A に対し、教官等は観察を行った結果、心肺停止を直ちに認識しており、遅滞なく救命処置の実施及び 119 番通報を行ったことが認められる。

人工呼吸は、当初歯を食いしばるように体が硬直しており、その後死戦期呼吸様の口の動きがあったため、バックバルブマスクを使用し実施していた。

バックバルブマスクの持参に要した時間が学生 A にどのような影響を与えたかについては判断することは困難であった。

しかし、事故発生時に使用する可能性のある資機材については、可能な限り迅速に使用できる場所に配備しておくべきであった。

5.6 他都市の事故を受けての対応

5.6.1 認定事実

令和2年7月に山口県消防学校の初任総合教育における水難救助訓練で初任学生が死亡する事故が発生していた。

事故発生を受け検討された再発防止対策は、安全を確保した上で訓練を段階的に実施すること、浮き具の設置、学生の泳力を十分確認すること、入水人数を制限した上でバディ制度（以下、本報告書において「バディシステム（*3 参照）」という。）の導入及び十分な監視者の配置等が挙げられていた。

福岡市における事故発生時には、浮き具については、必要に応じて使用していたが、立ち泳ぎ実施時には、コースロープは除去していた。

学生の泳力の確認については、事前の自己申告に加え、指導員が実際の泳力を確認したうえでグループ分けを実施した。ただし、立ち泳ぎは全員一斉に実施していた。

バディシステムと入水人数の制限については、指導員を増員することで対応可能と考え実施されていなかった。

監視者の配置については、監視員の増員及び水底に救助隊員を配置し、監視体制の強化が図られていた。

*3 バディシステム

- ・二人一組を作り、互いに相手の安全を確かめさせる方法

5.6.2 検証

事故発生時、水底の救助隊員が速やかに学生Aを救出していることから、水底に救助隊員を配置していたことは事故発生時における対処方法として有効であったと認められる。

また、監視者については、十分な人数を配置していたと認められる。

必要に応じて浮き具を使用したり、泳力を確認し適切にグループ分けを行って訓練を実施していたが、十分に安全確保を行う上では、バディシステムや入水人数の制限などを行う必要があった。

5.7 教官等の訓練指導

5.7.1 認定事実

指導員は、消防局職員の水泳競技等の経験者を中心に編成され、訓練計画を策定した指導員Aは当該訓練の指導経験が10年目で訓練計画を作成して5年目であった。水球競技とライフセービングの経験はあるものの、水上安全法の資格は有していなかった。

他の指導員は水泳や水球競技等の経験者の中から消防学校が訓練指導について依頼しており、それぞれ別々の所属から派遣された職員であった。

今年初めて指導にあたった指導員は1名で、指導員間で指導方法を共有するため、事前にプールに集まり指導方法の確認を行っていた。

指導員は、当日が初対面の初任学生に対する指導であることから、全体の進行や班ごとに技術的な指導は行うが、学生個人に対し指導する必要がある場合は、普段から学生に接し性格等を把握している消防学校教官に委ねるよう意識していた。

5.7.2 検証

教官等は、安全管理の観点から学生の気が緩むことがないように配慮するとともに、ハラスメント行為にならないように十分注意した上で指導を行っていたと認められる。

指導員の中にはライフセービングの資格を保有する者もいたが、水上安全法の資格は保有しておらず、また、共通したテキストや動画などの指導に関する資料がなく、これまでの自身の経験をもとに指導を行うなど指導員の研修体制が確立されていなかったことが認められる。

立ち泳ぎは特殊な泳法であり、基本的な泳力と立ち泳ぎの能力は必ずしも比例しないという認識が欠けていたと考えられる。

学生への指導にあたっては、指導に対する共通認識を持たせるために、指導に関する資料を作成し教官等で共有しておく必要があった。また、学生の訓練に対する理解度向上のため、動画を活用した事前学習を取り入れる必要があった。

教官等は、危険な状態や体調不良者を見抜く目を持てるような訓練が必要であった。

6 再発防止対策

認定事実と検証の結果、事故が起きた背景には複数の要因が関与していることが考えられ、同様の事故を二度と起こさないためには、以下の対策を講じることが求められる。

6.1 安全を最優先にする組織風土の構築

初任教育における水難救助訓練では、少なくとも30年以上も前から立ち泳ぎを一斉に実施することが慣例となり今日に至っている。

しかし、水中という特殊な環境下での訓練においては、どのような状況でも容易に生命の危機に直結してしまうことを念頭に置き、組織全体で安全最優先の共通認識を徹底し、職員相互が躊躇なく、助言・指摘し合う安全意識の醸成に、組織を挙げて取り組む必要がある。

6.2 指導者の指導要領の充実

6.2.1 研修動画の作成等

教官等に指導に対する共通認識を持たせること及び指導力向上を目的として、学生の泳力やスキル熟達度に応じた個別具体的な指導方法と、溺水の前兆等の危険な状況を見逃さないために必要な点や訓練中止の判断基準、緊急時の対処法等を明記した指導用テキスト等を作成する。

また、その内容をより分かりやすく補完するために研修用の動画を作成し、訓練指導に携わる職員全員に対して、訓練を行う前に指導に関する資料を用いた事前研修を行う。

6.2.2 日本赤十字水上安全法の資格を有する指導者の育成及び活用

日本赤十字水上安全法の資格を有する指導者を養成し、学生への訓練指導や教官等の育成に携わらせる。また、毎年 of 訓練の状況を踏まえ、6.2.1で作成する指導に関する資料の不断の改訂・改良に養成した指導者を活用する。

6.3 学生に対する教育等の充実

6.3.1 事前教育の実施

学生が予備知識を持ったうえで訓練に参加できるように、事前に動画等で各種泳法や立ち泳ぎのポイント、また水難救助訓練で考えられるリスクについて学べる機会を設ける。

6.3.2 健康管理の充実

学生には、体調不良を顧みずに訓練に参加することが非常に危険であることを理解させるとともに、訓練数日前の睡眠時間や疲労度を点数化させるなどし、消防学校教官と学生相互が訓練の参加可否を判断しやすい体制づくりを検討する。

さらに、日頃から自身の健康を管理する重要性を伝え、睡眠や食事を適正にとることなどを促し、健康管理シートに正しく記載することや体調不良を申し出ることを徹底する。

6.3.3 コミュニケーションの充実

学生と消防学校教官は権威勾配がきつくなりやすいため、コミュニケーションが円滑に行える環境整備に取り組む必要がある。

6.4 技量に応じた段階的な教育の実施

現在、義務教育期間においても十分な水泳の教育時間が確保されていないことを認識したうえで泳力に応じたグループ分けを行う。

また、グループ分けは、基本泳法だけでなく立ち泳ぎのスキルについても十分に確認したうえで行う。

初期の訓練は、足の届くプールで実施し、水に慣れた後に足が届かないプールを使用するなど段階的に訓練を行う。

訓練の計画においては、到達目標を考慮し、各訓練の時間を含めた水難救助訓練日数の確保を検討する。また、訓練の到達目標に応じた訓練内容とする。

学生に対し訓練の目的、到達目標や訓練時間等を事前に周知しておく。

一定の基準に満たない学生は救命胴衣の着用や浮き具を活用して実施させるなど柔軟な対応を行う。

6.5 訓練時の安全対策の実施

6.5.1 入水制限とバディシステムによる監視

一度の入水人数に制限を設けるとともに、バディシステムにより、一人の実施者に対して一人の監視者を付け、さらに監視者には浮き具による補助ができる体制を整える。

6.5.2 監視エリアと監視対象者の明確化

安全管理を担当する教官等は、監視エリア及び監視対象者の明確化を行い、指導要領に記載された、訓練を中止させる判断基準を満たした場合は、躊躇することなく訓練を中止させるなど、安全を最優先に指導する。

6.5.3 緊急時の対策

あらゆる事故を想定した対処資機材の配備や人員配置等、緊急時に迅速な対応ができる対策を講じる。

6.6 消防学校の体制に応じた安全管理規程等の策定

消防学校教育での訓練において、消防学校長や消防学校教官、指導員等の安全管理に係る任務を明確にした規程等を定め、水難救助訓練においては、日本赤十字水上安全法の資格を持った指導者等を養成し、安全主任等に任命する。

6.7 学生のスキルの現場との共有

消防学校での訓練における学生個々のスキルについて、現場への配置後も、訓練や災害時に事故が発生することがないように、学生の状況を共有することが必要である。

6.8 組織を横断的に安全管理する体制の整備

前項目全ての再発防止策を持続的に実施するために、組織を横断的に安全管理する部署の設置など体制の整備について検討する。

当該部署において他都市の事故や安全管理に関する通知文等の情報収集及び分析を行い、必要に応じてマニュアルや指導要領等の改訂及び作成を主導する。

また、教官等や学生に対して安全管理に関する教育を実施するなど、全職員の安全管理に対する意識の醸成に取り組む。